

半田市国民健康保険税のしおり

令和 6 年度 版

も く じ

国保のしくみ …… 1

保険税の収入・支出 …… 2

保険税の算出 …… 3

保険税の徴収 …… 6

保険税の減額 …… 8

保険税の減免 …… 12

保険税を滞納すると …… 13

マイナンバーカードの
保険証利用 …… 14

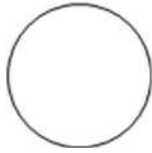
半田市福祉部 国保年金課 国保賦課担当

TEL (0569) 84-0661 (直通)

FAX (0569) 22-8561

メール honen@city.handa.lg.jp



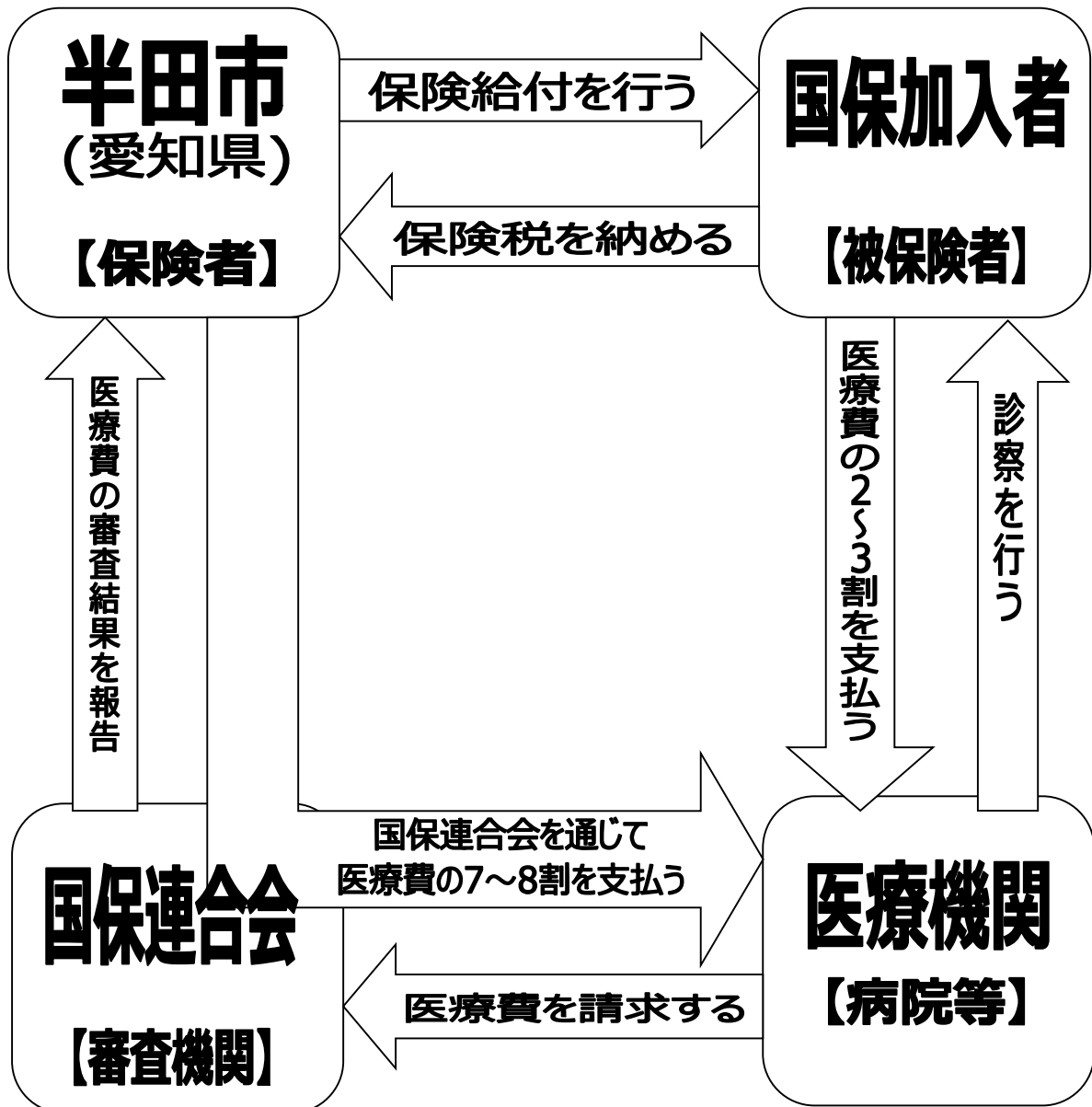


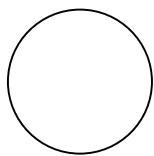
国保のしくみ

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさんが納める保険税と国・県・市の負担を財源にして、病気やけがなどに対して必要な保険給付を行う制度です。

みなさんが納める保険税は国保の大切な財源です。保険税を納めない人がいると、きちんと納めている人の負担が大きくなり、国保制度の維持も難しくなります。

自分のため、みんなのため、保険税は必ず納期までに納めましょう。





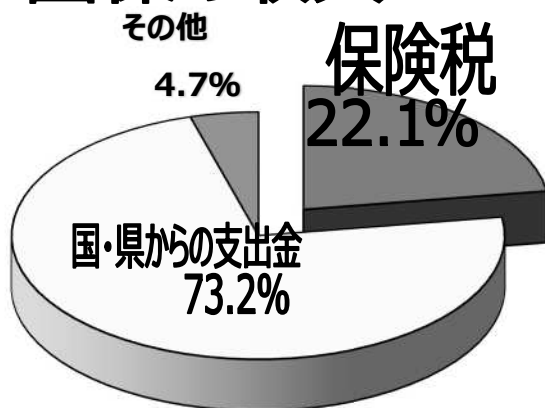
保険税の収入・支出

平成 30 年度からの広域化により、国保の財政の仕組みは大きく変わりましたが、国保財政の半分以上が国・県の負担金等により支えられていること、また、みなさんの保険税が重要な財源であることに変わりはありません。

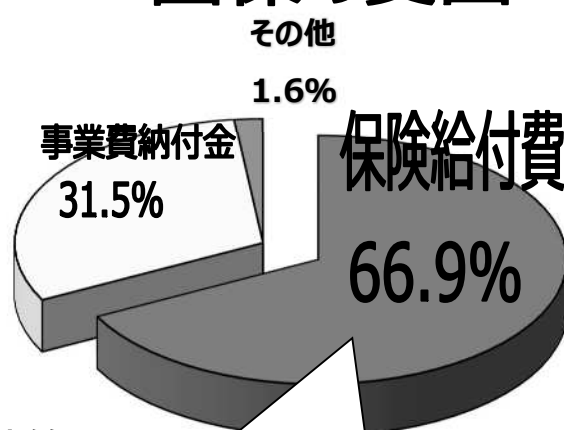
半田市の場合、みなさんが納めている保険税は国保の財源の約 5 分の 1 を占め、国・県の支出金などとともに、みなさんがお医者さんにかかったときの費用などに使われています。

保険税を納めることは、国保を健全に運営するためだけでなく、みなさんの「健康」を守るためにも必要なことです。

国保の収入



国保の支出



※令和 5 年度決算見込み

■療養の給付

病院などの窓口で保険証を提示すれば、医療費の 2 ～ 3 割（年齢や所得によって負担割合は異なります）を支払うだけで、残りは国保が負担します。

■入院時の食事代

入院時の食事代の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

■高額療養費の支給

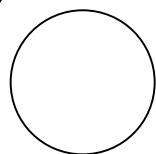
同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

■出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに支給されます。

■葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。



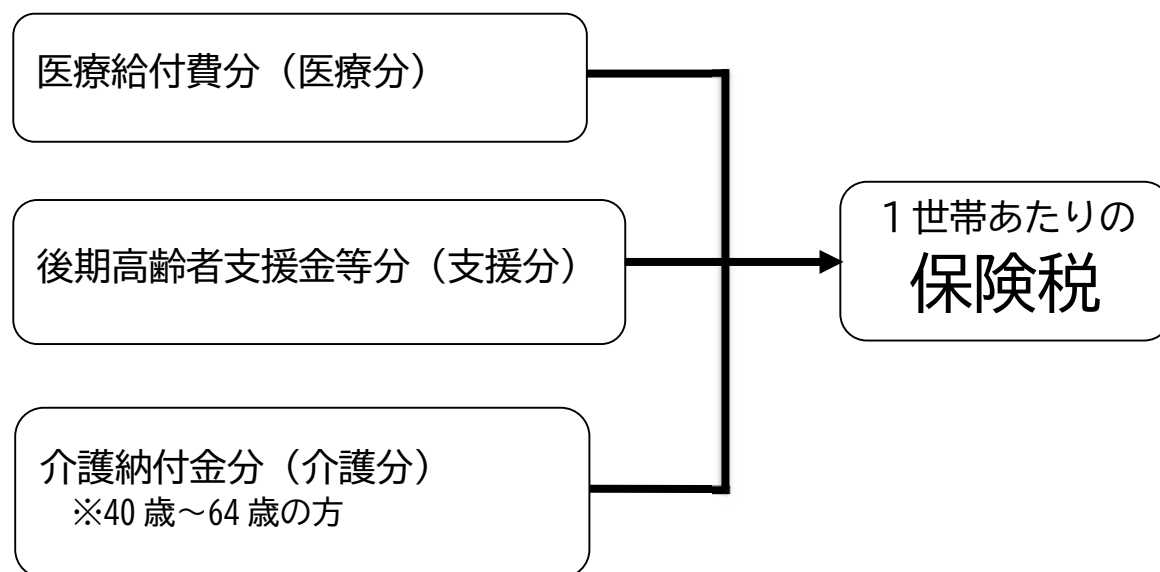
保険税の算出

保険税の内訳

保険税は、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に市が保険税額を決め、賦課しています。

「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」をそれぞれ3つの項目（所得割額・均等割額・平等割額）に割り振り、それらを組み合わせて世帯ごとの保険税額が決められます。

所得割額	世帯の加入者の前年所得に応じて算出
均等割額	世帯の加入者数に応じて算出
平等割額	1世帯ごとにいくらかと算出



保険税の納税義務者は世帯主

保険税は、被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主本人が職場の健康保険などに加入している場合でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、世帯主が保険税の納付義務を負うことになります。

半田市の税率

令和6年度 保険税率表

区分	課税対象	医療分	支援分	介護分
① 所得割額	令和5年中の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額	7.67%	2.78%	2.14%
② 均等割額	被保険者1人あたり	32,100円	11,400円	10,700円
③ 平等割額	1世帯あたり	21,800円	7,700円	5,500円
①～③の合計に対する限度額		<u>65万円</u>	<u>24万円</u>	<u>17万円</u>
1年間の保険税＝医療分（①+②+③）+支援分（①+②+③）+介護分（①+②+③）				

基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

保険税の納め方

保険税の決め方、納め方は、年齢によって異なります。

40 歳未満の人 介護保険の被保険者ではありませんので、医療分と支援分を保険税として納めます。	保険税
	医療分 支援分
40～64 歳の人 介護保険の第2号被保険者となりますので、医療分と支援分に、介護分を合わせて保険税として納めます。	保険税
	医療分 支援分 介護分
65～74 歳の人 介護保険の第1号被保険者になります。医療分と支援分を合わせた金額を保険税として納め、介護保険料は別に納めます。	保険税
	医療分 支援分

所得の申告

保険税は前年の所得をもとに決められます。国保の健全な運営のため、正しい申告をお願いします。

申告しないと、正しい保険税額が算出されないうえに高額療養費の自己負担限度額が高くなったり、入院したときの食事代で減額が認められない場合があります。

保険税の変更

保険税決定以降でも、以下の場合には保険税額が変更になることがあります。

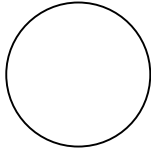
- 確定申告や住民税申告などにより所得が変更された場合
- 低所得世帯で保険税が※1減額されている世帯の世帯員に所得更正があり、減額割合が変更となる場合
- 所得申告の住所・氏名と国保の住所・氏名が異なるために所得の確認が遅れた場合
- 世帯内の国保加入人数（被保険者数）に異動があった場合
- 世帯主を変更した場合
- 40歳に到達した場合
- ※2特定世帯に該当した場合
- 非自発的な失業者に対する減額申請をした場合
- ※3減免申請をした場合

※1減額：詳細はP.8～11 ※2特定世帯：詳細はP.8 ※3減免：詳細はP.12

医療費を節約する方法

医療費が増えると、保険税の引き上げにつながり、みなさんの負担も増えてしまいます。次の方法を実践して、医療費を節約しましょう！

1. お医者さんのかかり方を見直す	
・かかりつけ医を持ちましょう	・診療時間内の受診を心がけましょう
・同じ病気での重複受診はやめましょう	・医療費通知で医療費の確認をしましょう
2. 薬と上手に付き合う	
・「お薬手帳」を適正に活用しましょう（複数持っている人は1つにまとめる、受診の際は必ず持参する等）	
・ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう	
・薬の飲み残しを確認し、必要以上に欲しがらないようにしましょう	
3. 健康寿命を伸ばす	
・年に1回は健診を受けて、体の状態をチェックしましょう	
・健康に良い生活習慣を心がけましょう	



保険税の徴収

特別徴収

地方税法等の定めるところにより、次の①～④の要件をすべて満たす世帯は、原則として世帯主が受給している年金から保険税が天引きされます。

- ① 国保加入者全員が 65～74 歳である世帯
- ② 世帯主が国保に加入しており、令和 6 年度中に 75 歳に到達しない世帯
- ③ 世帯主の年金が年額 18 万円以上である世帯
- ④ 保険税と介護保険料の合計が年金受給額の 2 分の 1 を超えない世帯

納期限	令和 6 年 4 月の年金定期支払時	}	仮徴収
	令和 6 年 6 月の年金定期支払時		
	令和 6 年 8 月の年金定期支払時		
	令和 6 年 10 月の年金定期支払時		
	令和 6 年 12 月の年金定期支払時		
	令和 7 年 2 月の年金定期支払時		

※特別徴収の方でも口座振替を選択することができます。口座振替を希望される方は、国保年金課の窓口でお手続きください。

普通徴収

上記特別徴収以外の世帯については、納期ごとに口座振替（または納付書）により納めていただきます。

納期限	第 1 期	令和 6 年 7 月 31 日 (水)
	第 2 期	令和 6 年 9 月 2 日 (月)
	第 3 期	令和 6 年 9 月 30 日 (月)
	第 4 期	令和 6 年 10 月 31 日 (木)
	第 5 期	令和 6 年 12 月 2 日 (月)
	第 6 期	令和 7 年 1 月 6 日 (月)
	第 7 期	令和 7 年 1 月 31 日 (金)
	第 8 期	令和 7 年 2 月 28 日 (金)
	随 時	令和 年 月 日 ()

※普通徴収の場合は、原則口座振替をお願いします。

- ・ 期別ごとに保険税を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。
- ・ 一度手続きをすれば翌年度からの分も自動的に継続されます。
- ・ ご登録は、スマートフォンやパソコンから行うことができる「Web 口座振替受付サービス」のご利用が便利です。

※納付書払いの方は、スマートフォン決済アプリ（Pay Pay・Pay B・LINE Pay・FamiPay・au PAY）、クレジットカード、インターネットバンキングでも納付ができます。

課税の期間

保険税は4月から翌年3月までの年度ごとに計算されます。

税額は、届出をした月からではなく、国保に加入した月から国保の資格を有する期間の月数で計算します。

届出が遅れると、加入した月までさかのぼって課税（遡及賦課）したり、医療費の全額自己負担や、場合によっては職場の健康保険料と保険税の両方を支払ってしまうことにもなります。

下記のようなケースでは、14日以内に届出をお願いします。

国保に加入するとき

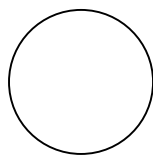
- 他の市町村から転入してきたとき
（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- 他の市町村に転出するとき
（国保の被保険者に限る）
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 職場の健康保険などの被扶養者になったとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

その他

- 半田市内で住所が変わったとき
- 世帯主や被保険者の氏名が変わったとき
- 世帯が分かれたり、一緒になったとき
- 修学のため、別に住所を定めるとき
- 保険証をなくしたとき（汚れや破損で使えなくなったとき）



保険税の減額

所得による減額

前年中の世帯全体の所得合計（擬制世帯主含む）によって、均等割額及び平等割額に対して7割、5割、2割のいずれかの減額がされます。なお、申請は不要です。

減額割合	所得要件（P.9の減額割合早見表を参照）
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下
5割	7割減額を超え、43万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者）×29万5千円+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下
2割	5割減額を超え、43万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者）×54万5千円+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下

※給与所得者等とは、給与所得を有する方（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円（15万円の特別控除を含む）を超える65歳以上の方）をいいます。

※下線部は、給与所得者等が世帯に複数いる場合のみ

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

特定世帯に対する減額

国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が1人となる世帯を「特定世帯」といいます。

この場合、保険税の平等割額が最大で5年間は1/2となり、その後は最大で3年間、3/4になります。（世帯構成が変わると対象外になる場合があります。）

減額割合早見表

被保険者数 ＋ 特定同一世 帯所属者数	給与所得者等 の人数	7割減額	5割減額	2割減額
1人	0～1人	43万円以下	72.5万円以下	97.5万円以下
	2人	53万円以下	82.5万円以下	107.5万円以下
2人	0～1人	43万円以下	102万円以下	152万円以下
	2人	53万円以下	112万円以下	162万円以下
	3人	63万円以下	122万円以下	172万円以下
3人	0～1人	43万円以下	131.5万円以下	206.5万円以下
	2人	53万円以下	141.5万円以下	216.5万円以下
	3人	63万円以下	151.5万円以下	226.5万円以下
	4人	73万円以下	161.5万円以下	236.5万円以下
4人	0～1人	43万円以下	161万円以下	261万円以下
	2人	53万円以下	171万円以下	271万円以下
	3人	63万円以下	181万円以下	281万円以下
	4人	73万円以下	191万円以下	291万円以下
	5人	83万円以下	201万円以下	301万円以下

(注) 被保険者が5人以上の場合も同様に計算されます。

未就学児に係る均等割額の減額

子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割額の2分の1を減額します。なお、減額を受けるための申請は不要です。

所得による減額（詳細はP.8,9）が適用される場合は、減額後の均等割額の2分の1を減額します。

未就学児に係る均等割額

低所得世帯 減額区分	未就学児1人あたり	
	減額適用前	減額適用後
7割	13,050円	6,525円
5割	21,750円	10,875円
2割	34,800円	17,400円
軽減なし	43,500円	21,750円

■ 非自発的失業者に係る減額

倒産や解雇など非自発的な理由により、離職を余儀なくされた方の保険税を減額する制度があります。この減額を受けるには申請が必要です。

■ 対象者

・ 下記①②の要件をいずれも満たす方

① 離職日時点で 65 歳未満の方

② 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者（「雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知」に記載される離職理由コードが下の表のいずれかの方）

離職理由コード	離職理由（特定受給資格者）
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
	離職理由（特定理由離職者）
23	期間満了（雇用期間 3 年未満更新可能な旨明示あり）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月未満）

■ 減額金額

・ 対象者の前年給与所得を 100 分の 30 とみなして保険税を算定します。

※給与所得以外の所得（事業所得や雑所得など）は減額されません。

■ 減額期間

・ 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

（例）離職日が令和 5 年 12 月 31 日の場合

：令和 6 年 1 月～令和 7 年 3 月分の保険税が減額されます。

※届出が遅れた場合でも、遡及して減額できます。ただし、保険税は 5 年以上遡及して減額できませんので、ご注意ください。

■ 申告に必要なもの

・ 保険証、マイナンバーカードなどのマイナンバー確認書類

※個人番号通知カードや個人番号の記載のある住民票でマイナンバーの確認をする場合、運転免許証などの身分証明書（有効期限内のもの）が別途必要です。

※個人番号通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日以降に記載事項（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）に変更がある場合、マイナンバー確認書類として利用できません。

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を提示していただく場合があります。

産前産後期間の減額

出産または出産予定の国保加入者の方の所得割額及び均等割額を4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）減額します。

■対象者

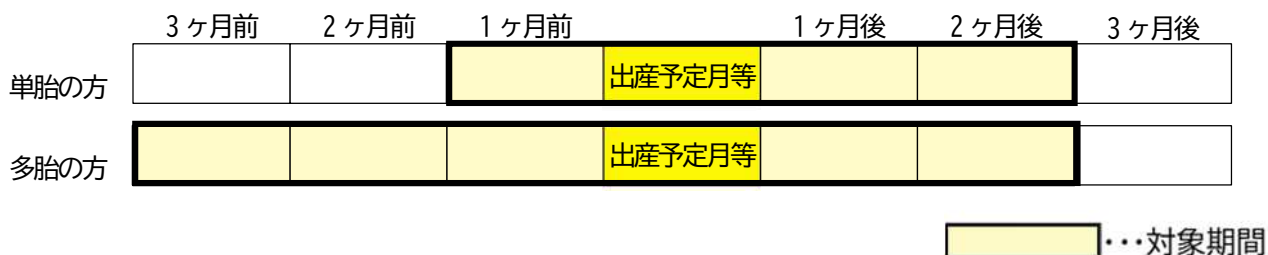
- ・令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国保加入者の方
- ・妊娠85日（4ヶ月）以上の出産の方（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）

※出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

■減額内容

・その年度に納める保険税の所得割額と均等割額のうち、出産予定月または出産月（以下「出産予定月等」といいます。）の前月から出産予定月等の翌々月相当分が減額されます。

※多胎妊娠（双子、三つ子など）の場合は、出産予定月等の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。



■届出に必要なもの

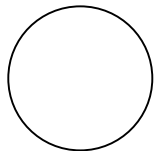
- ・保険証
- ・親子健康手帳（母子健康手帳）

※多胎妊娠の場合は、人数分

- ・手続きに来られる方の免許証、マイナンバーカードなど本人確認できるもの
- ・世帯主及び出産される方のマイナンバー確認書類

※個人番号通知カードや個人番号の記載のある住民票でマイナンバーの確認をする場合、運転免許証などの身分証明書（有効期限内のもの）が別途必要です。

※個人番号通知カードは、令和2年5月25日以降に記載事項（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）に変更がある場合、マイナンバー確認書類として利用できません。



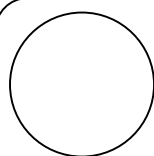
保険税の減免

次の要件に該当する方は、申請していただくことで保険税の減免を受けられる場合があります。ただし、二つ以上の減免理由は併用できない場合があります。また、理由ごとに還付の可否や申請期限が異なりますのでご注意ください。

	減免が受けられる理由	還付	申請期限
1	退職若しくは事業の廃止またはこれらに類する理由により、所得が減少したため生活が著しく困難となった方(当該年の合計所得金額が前年の総所得金額に比べ 10 分の 7 以下に減少すると認められる方)で前年の合計所得金額が 510 万円以下の方(所得額が課税されている方)	可	A
2	国民健康保険法第 59 条の規定(拘留・拘禁等)により給付制限を受けている方(給付制限の期間が 2 か月以上の方)	可	B【消滅】
3	生活保護法の規定による保護を被保険者の世帯全員が受けることになった場合	否	B【発生】
4	地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障がい者に該当する方で、前年の合計所得金額が 210 万円以下の方(所得割額が課税されている方)	否	A
5	6 か月以上入院療養を要した方(現に継続して 6 か月以上入院療養中の方を含む)で前年の合計所得金額が 510 万円以下の方(所得割額が課税されている方)	可	B【消滅】
6	生活保護世帯が自立し、生活保護法の規定による保護を受けなくなった場合	可	C
7	半田市母子・父子家庭医療費受給者証の交付を受けている方(所得割額が課税されている方)	否	A
8	減額判定の算定において、わずかに基準を超えたことにより減額対象から外れた世帯	可	A
9	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害(以下「災害等」という)により障がい者となった場合	可	D
10	災害等により自己(その世帯に属する被保険者を含む)の所有に係る住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補てんされるべき金額があるときは、その金額を控除した金額)が、その住宅または家財の価格の 10 分の 3 以上の世帯で、前年の合計所得金額が 1,010 万円+10 万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	可	D
11	社会保険などの被扶養者だった方で、扶養していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入することになった方で、加入日時点で 65 歳以上である方 ※所得割額は資格喪失まで、均等割額・平等割額は資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月まで減免します。	可	B【発生】
12	非自発的な離職及び事業の廃止等により、所得が著しく減少した方で、前年の合計所得金額が 510 万円以下の方(所得割額が課税されている方、かつ、非自発的な失業者に対する減額を受けていない方)	可	A
13	前に掲げる項のほか、市長が特に必要と認めるもの	—	—

申請期限記号

A : 最終納期限から 30 日を経過した日 B : 減免事由が【消滅, 発生】した日から 30 日を経過した日
C : 減免事由が発生した後到来する最初の納期限から 30 日を経過した日
D : 災害発生の日から 30 日を経過した日



保険税を滞納すると

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、納期限内に納めている多くの納税者の方々との公平性から下記のとおり措置をとることになります。

保険証の制約

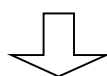
1

保険税の督促状が送られてきます。
延滞金などを徴収される場合もあります。



2

保険証の有効期間が短くなります。
通常の保険証の代わりに、有効期間が3か月又は6か月の頻繁に更新手続きが必要となる「短期被保険者証」※1を交付します。



3

医療費が全額実費負担になります。
今までの保険証のような効力がなくなり、国保の資格があることだけを証明する「被保険者資格証明書」※1を交付します。

※1 令和6年12月2日以降はマイナンバーカードを保険証としてご利用いただくことになるため、保険証は廃止となります。この変更に伴い、短期被保険者証と被保険者資格証明書は廃止となります。

その他の制約

この他にも保険税を滞納することで、以下の給付制度で支払われるべき支給額を保険税の滞納分に充当することになります。また、高額療養費の限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。

- ・ 葬祭費
- ・ 療養費
- ・ 高額療養費
- ・ 入院時の食事代

滞納処分（強制処分）

保険税に限らず納付催告に応じていただけない場合や、連絡、相談も無く滞納をそのまま放置されるような場合など、自主的に納付する意思が認められないと判断した場合は、**財産の差押**（不動産・自動車・預貯金・給料等）をすることになります。

止むを得ない事情で、納期限内に納付することが困難な方は、生活状況を詳しくお聞きした上で、徴収の猶予などをお受けする場合があります。

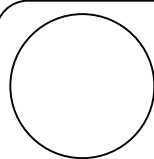
まずは相談にお越しいただくことが大切です。

滞納処分、納税相談等については下記へ問い合わせください。

半田市総務部 収納課

TEL (0569) 84-0625（直通）

(0569) 84-0624（直通）



マイナンバーカードの保険証利用

(1)マイナンバーカードの保険証利用登録をお願いします！

国民健康保険に加入中の方のカードタイプの保険証は、令和6年12月2日に廃止されます。それ以降はマイナンバーカードを健康保険証（以下「マイナ保険証」といいます。）として利用していただくことになります。マイナンバーカードへ保険情報の登録がお済みでない方は、早めの登録をお願いします。

(2)マイナ保険証についてもっと知りたい場合はどうすればいい？

国の制度改正の内容やマイナ保険証全般に関しては、国が問い合わせ先を設けています。

下記マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバーの保険証利用についての問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

令和6年度納税のこよみ 半田市

納期限		市税の種類
4月	30日	固定資産税・都市計画税（1期）
5月	31日	軽自動車税種別割（全期）
7月	1日	市民税・県民税・森林環境税（1期）
7月	31日	固定資産税・都市計画税（2期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（1期）
9月	2日	市民税・県民税・森林環境税（2期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（2期）
9月	30日	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（3期）
10月	31日	市民税・県民税・森林環境税（3期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（4期）
12月	2日	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（5期）
1月	6日	固定資産税・都市計画税（3期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（6期）
1月	31日	市民税・県民税・森林環境税（4期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（7期）
2月	28日	固定資産税・都市計画税（4期）
		国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（8期）

※納期限を過ぎますと税法等に従い延滞金が加算されますので、納期限内に納付いただくようお願いします。